

【参考】年次報告書の留意点

※年次報告書を作成される際は、併せて中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則、申請マニュアル及び認定申請書の記載の手引き等を必ずご確認ください。

※年次報告書（正本・副本）、従業員数証明書、誓約書等申請会社が作成する書類について、代表者の氏名の横に押印の上、捺印をいただいた場合、軽微な訂正内容でしたら、ご同意をいただき対応いたします。

様式第 11

年次報告書

「東京都知事」に直してください。

年 月 日

東京都知事 殿

会社所在地、会社名、代表者の氏名は、
会社の登記簿謄本と同様の記載となります。
旧字等ご注意ください。

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

押印省略可。
捺印を押す場合は必要です。
(捺印押印の際は、2部とも
原本をご提出ください。)

法人
実印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記のとおり報告いたします。

報告基準事業年度とは、以下①～③に該当する
全ての事業年度です。

- ① 前年の報告基準日（1回目の報告の時は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度
- ② 今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度
- ③ ①と②の間の事業年度

※1回目の報告では、2期にわたる場合が多く、
その場合は行を追加して記載してください。

認定年月日及び番号は、認定書右上に記載のものです。
※「2産労商支認第999号」の場合、全てが番号です。

認定申請基準日は、
【贈与の場合】
1月1日～10月15日の
贈与：10月15日
10月16日～12月31日
の贈与：贈与の日
【相続の場合】
相続の開始の日の翌日
から5月を経過する日

報告者に係る認定 の認定年月日等	認定年月日及び番号	
	認定申請基準日	
	報告基準日	
	報告基準期間	年 月 から 年 月
	報告基準事業年度	年 月 日から 年 月 日

報告基準日は、贈与・相続税申告期限の翌日から起算して1年経過する
ごとの日（応当日）です。

報告基準期間は、前回の報告基準日の翌日から今回の報告基準日を記載します。なお、1回目は認定申請基準日の翌日からとなります。

第 二 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項①
(認定年月日：○年○月○日、認定番号：○○産労商○○第○○号)

1 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数	(a)	パーセンテージは、小数点第 2 以下切捨てで記載してください。			
氏名					
住所					
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b)+(c))/(a)	個 %			
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合	(b)	個			
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)		第 7 0 条の 7 : 贈与税 (一般) 7 の 2 : 相続税 (一般) 7 の 4 : 贈与 ⇒ 相続切替 (一般) 7 の 5 : 贈与税 (特例) 7 の 6 : 相続税 (特例) 7 の 8 : 贈与 ⇒ 相続切替 (特例)			
☐ 第 7 0 条の 7 ☒ 第 7 0 条の 7 の 5 ☐ 第 7 0 条の 7 の 2 ☐ 第 7 0 条の 7 の 6 ☐ 第 7 0 条の 7 の 4 ☐ 第 7 0 条の 7 の 8					
(*1)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数					個
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)				保有議決権数及びその割合
		(c) (c)/(a)	個 %		

複数人いる場合は、各々について「個」「%」を記載してください。

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	☒ 該当無し ☐ 第一種特別贈与認定株式再贈与 ☐ 第二種特別贈与認定株式再贈与 ☐ 第一種特例贈与認定株式再贈与 ☐ 第二種特例贈与認定株式再贈与			
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をし				

た者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				
--	--	--	--	--

3 認定中小企業者について

主たる事業内容	○○○○○	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	円	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	円	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額	円	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	円	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d) 人	
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人	
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数	(b) 人	
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c) 人	
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d) 人	
各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数5年平均人数	1 回 目 (年 月 日)	(イ) 人
	2 回 目 (年 月 日)	(ロ) 人
	3 回 目 (年 月 日)	(ハ) 人
	4 回 目 (年 月 日)	(ニ) 人
	5 回 目 (年 月 日)	(ホ) 人
	5 年 平 均 人 数	((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5 人
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載してください。

5 回目の年次報告時のみ記載してください（端数切捨て）。

贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで	
------------------------------	-----------------	--

4 贈与報告 受贈者又は相続人を含め代表者全てに関する特別子会社について

区分	特定特別子会社に <u>該当</u> / 非該当
----	--------------------------

会社名	株主又は社員は、議決権を有する株主（持ち分会社の場合は社員）について、欄を追加するなどして全て記載してください。
会社所在地	
主たる事業内容	
総株主等議決権数	

株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

5 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 ☐ 無 ☒	
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

(別紙 2)

第 二 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項②
(認定年月日：〇年〇月〇日、認定番号：〇〇産労商〇〇第〇〇号)

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（ 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで）における特定資産等に係る明細表				
		利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	複数事業年度の場合は、事業年度ごとに別紙2を作成してください。		(1) 円	(12) 円
	特別子会社の株式又は持分 （(*3)を除く。）			
	資産保有型子会社又は資産 運用型子会社に該当する特 別子会社の株式又は持分 (*3)		(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分 以外		(3) 円	(14) 円
不動産	・ 各種別、内容等記載については、申請マニュアル及び 認定申請書の記載の手引き等をご確認ください。 ・ 事業実態要件を満たす場合でも、(1)～(30) 以外 の箇所は記載が必要ですので、ご作成ください。			
ゴルフ場その他の 施設の利用に關する 権利	事業の用に供することを 目的としない有するもの		(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸 品その他の有形の 文化的所産である 動産、貴金属及び 宝石	事業の用に供することを 目的として有するもの		(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを 目的としない有するもの		(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これ らに類する資産		(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者（経営承継 相続人）及び当該経営承継 受贈者（経営承継相続人） に係る同族関係者等（施行 規則第1条第13項第2号 ホに掲げる者をいう。）に		(11) 円	(22) 円

	対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産				
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+ (9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用 収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16) +(18)+(20)+(21)+(22)) 円		
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円		
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円		
		損金不算入となる給与	(28) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) /((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用 収入の合計額が 総収入金額に占 める割合	(30)=(25)/(26) %		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		〇〇〇〇〇〇〇円			

損益計算書の売上

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	☐ 有 ☐ 無
-------	---